

令和3年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第2分科会)

資料3-3

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
1 岩手県ことばを育む親の会	1	通級指導教員の基礎定数化措置と、通級指導教室への教員配置について	通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成するようお願いいたします。また、通級指導教室への教員配置が講師で充てられている地域や学校を早期に解消し、研修経験者や経験豊富な専門性のある教員による指導体制の確保と充実をお願いいたします。	通級による指導については、全県の対象児童生徒数を基に教室・教員数が算定されるものとなっております。今後とも国の動向に沿った形で進めていきたいと考えております。また、指導する教員については、研修経験を含めた総合的な観点から任命・配置して参ります。	継続	学校教育室 教職員課(追記)
	2	幼児のための教室設置と教育の充実について	幼児教室設置市町の設置効果を未設置町村にご紹介いただき、県内すべての市町村に幼児教室の設置が促進されますよう、引き続きご支援をお願いいたします。	幼児を対象とした「きこえとことばの教室」は、市町村が、特別な支援を必要とする幼児の相談、支援体制の一環として設置しているものであります。形態は様々であり、療育教室の中でその機能を果たしているケースもあります。県教育委員会におきましては、総合教育センターにおいて専門的な研修講座を設置しており、幼児のための教室担当者や、今後担当者となる方に活用いただいております。今後も、引き続き地域の実状を踏まえながら、適切な相談・指導が受けられるよう、必要に応じて連携・支援を行って参ります。	継続	学校教育室
	3	巡回指導について	様々な事情により通級指導を受けたくても受けられない子どものために、巡回指導の重要性が高まっています。巡回のための時間も考慮いただき、指導人数に見合った担当教員の適正な配置をお願いいたします。また、巡回先で効果的な指導が行われるように、指導室や教材等の環境整備をお願いいたします。	通級による指導を行う教室については、自校通級、他校通級、巡回指導という形態の中から、市町村の実状に応じて形態を選択したり、組み合わせたりしながら、進めているところです。今後も、学びの場の確保や教材の活用など巡回指導の在り方も含め、適切な指導が行われるよう、必要に応じて支援を行って参ります。	継続	学校教育室
	4	特別支援教育に関わる担当教員の更なる研修について	子どもたちの多様なニーズに対応できるように担当教員の専門性や指導力を高めるための研修の継続と充実をお願いいたします。また、特別支援教育への理解と適切な指導・支援がさらに充実するよう、全教職員対象の研修が一層図られるようお願いいたします。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後も研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら、継続して取り組んでいきたいと考えております。	継続	学校教育室
	5	きこえとことばの教室の環境整備について	通級指導教室へ、環境と設備の配慮をお願いいたします。近年の猛暑や窓を開け扇風機を使用した場合の外の音による指導効果への影響または新型コロナウイルス感染症対策などの面からも、通級指導教室への普通教室と同様のエアコン設置をお願いいたします。障がいのある子も、ない子も共に学ぶ場でありながら、基礎的配慮が市町村によって異なっているように思います。また、タブレットやデジタル補聴システム(ロジャー)、Wi-Fi環境等の子どもの必要性に応じた設備の充実もお願いいたします。	通級指導教室の適切な運営を進めるうえで、環境整備や設備の充実は必要なものと考えております。学校や地域の実状を踏まえて対応できるよう、必要に応じて市町村に情報提供を行って参ります。	継続	学校教育室
	6	幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修講座の充実について	教育相談の大半は幼児の相談です。健診時の早期発見は早期の支援につながります。毎年「幼児期の言語教育研修講座」を開催していますが、研修のニーズは今後も続くものと考えています。「幼児教室」「きこえとことばの教室」の周知と運営・推進について今後もご支援をお願いいたします。	県教育委員会では、県保健福祉部と連携しながら、幼児のための教室や、きこえとことばの教室についても周知を図っているところです。今後も、貴団体が開催する研修会への協力も含めて、幼児期及びきこえとことばの教室に係る特別支援教育の充実を図って参ります。	継続	学校教育室
	7	障がい者手帳が交付されない「難聴」や「吃音」等の子ども達への環境の充実と助成について	障がい者手帳が交付されない難聴、吃音等の子どもたちの就労について、早い段階からの情報収集と就労までの環境の充実をお願いいたします。また、軽度・中等度難聴児への補聴器購入や修理代の公費による助成を今後も対応していただくようお願いいたします。	障がいに係る手帳を有していない生徒や難聴、吃音の生徒の就労については、在籍している高等学校、特別支援学校において、本人及び保護者の希望を把握し、圏域ネットワーク会議等を通じて関係機関と連携して、支援を行って参ります。  平成24年度から難聴児補聴器購入助成事業を開始し、障害者総合支援法による補装具費の給付対象とならない方への補聴器購入支援のため、補装具費の補聴器の基準価格を準用して実施しており、また、修理代に係る助成についても令和元年10月から助成対象とする等、難聴児の支援に取り組んできたところであり、今後も継続できるよう努めて参ります。	継続	学校教育室  障がい保健福祉課 療育担当

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
4 岩手県自閉症協会						
5 岩手県重症心身障害児(者)を守る会	1	コロナウイルス感染・非常事態・震災時等の対応	<p>① ワクチン接種について 重症心身障害・医療的ケア児者や、その家族・利用している保育所・学校・福祉事業所の職員は、医療従事者同様濃厚な介助を行うため、感染リスクが非常に高くなります。そこでワクチン等が今後どこの自治体でも医療従事者・高齢者同様優先対象となるように、位置付けて頂きたい。</p> <p>② 介護者が感染、濃厚接触者になった場合 在宅でケアを受けることができない場合、重症心身障害児・医療的ケア児等を唯一短期入所で受け入れてくれている県立療育センター・みちのく療育園・医療センターが受け入れを閉鎖している状況です。このような非常事態の場合の受け入れ先を確保して頂きたい。</p>	<p>重症心身障がい児者や医療的ケア児者の方々が、新型コロナウイルスに感染した場合には、重症化のリスクが高いとされていることから、県では、予防接種の実施主体である市町村に対し、地域の感染状況等を踏まえ、これらの方々とその同居家族をはじめ、学校や福祉施設等の職員に対する早期のワクチン接種を検討するよう通知し、働きかけてきたところです。 その結果、一部の市町村では、優先接種を実施してきたほか、その他の市町村においても早期に接種可能な体制を確保し、接種の加速化に取り組んできたところです。 3回目接種については、現時点で国では、2回目接種終了から概ね8か月を終了した方から順次接種を行うことを基本としつつ、優先度に応じて接種間隔を6か月に前倒しするとの方針を示していることから、今後国から示される詳細な情報を踏まえ、必要な対応を検討していきます。</p>	新規	医療政策室
	2	医療的ケア児支援法施行について (県の施策事業)	各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置が責務となりました。医療的ケア児と家族、その周りの支援者が相談でき、生まれてから(在宅・保育所・学校・就労)成人に至るまで切れ目のない支援・対応ができるように。また、緊急事態時の中核的対応の要となることが求められます。設置についての考え、方向性をお伺い致します。	医療的ケア児支援センターの機能について、国の事務連絡では、医療的ケア児及びその家族等に対する専門的な相談支援、様々な分野の関係機関・団体に対する情報提供や研修の実施、連絡調整等とされております。 法律施行に伴い、御家族や支援機関関係者から、センターの設置場所や機能について様々な御意見を頂戴しているところであり、今後、関係者及び関係団体等との協議や他都道府県の取組事例を踏まえ、期待される役割を担えるよう設置に向けた検討を進めてまいります。	新規	障がい保健福祉課療育担当
	3	サポートブック(支援ファイル)について	未整備の市町村の進捗状況、整備・活用への県としての補助等の取り組みのお考えについてお聞きしたい。	支援ファイルについては、令和3年7月に実施した調査では、策定済み17市町村、未策定が16市町村という状況となっています。 県では、自立支援協議会療育部会において支援ファイルの活用に向けた検討を進めているところですが、今後、未策定市町村に対して策定を働きかけるとともに、標準的な様式又は策定マニュアル等の作成についても検討を進めて参ります。	継続	障がい保健福祉課療育担当
8 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	1	精神障がい者・家族相談員の創設	各市町村に身体障害者相談員、知的障害者相談員が設置されています。しかし精神障がい者相談員については、遠野市においてのみ経験のある家族お一人が配置されています。同じ立場の家族が身近に相談にあたることは非常に大切なものですので、他市町村への周知について努めていただきたいと思います。また、全国的な制度化については引き続き国への要望をお願いします。	県では、今年度においても、制度創設について国に対して要望しているところであり、引き続き、国への要望を行ってまいります。 なお、遠野市における取組については、精神保健福祉分野の特色ある取組を紹介する際に、他市町村へ周知したいと思っております。	継続	障がい保健福祉課こころの支援担当
	2	福祉医療制度の拡充 (精神保健福祉手帳1級所持者にも福祉医療費助成を行う)	精神障がい者は、他障害より就労の困難度が高く、生活費は年金に頼らざるを得ず、体調が悪くなっても、そのまま放置し他の病気を併発しがちです。本県では精神障がい者の福祉医療制度適用は、障害者年金の障害等級1級のみ対象となっています。しかし、全国的には、他障害と同様に障害者手帳をベースに制度の運用を行って来ており、本県でも同様の扱いとし、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方も対象とする方向で、東北各県の状況などを把握して検討を開始していただきたいと思います。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の補助については、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。(八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としている。) 県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。	継続	健康国保課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	3	家族による家族相談事業の推進	「家族による家族相談事業」は地域包括ケアシステム構築推進事業の一環として盛岡圏域で行われるようになり、県当局に感謝申し上げます。同じ経験を持つ家族が相談に乗ることは、家族にとって安心して話ができる場であり、貴重なものです。ついでに、この相談事業が全県的に行われるよう、当連合会でも検討を行っていきたくて協力をお願いします。	現在、家族による相談事業を実施しているのは盛岡圏域のみですが、他の圏域において実施する場合、相談業務を担う人材の確保に加え、家族が相談を受けることにより期待できる効果(専門職が受ける場合との違い)の明確化や財源の確保等の課題が考えられます。令和4年度においても、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」が継続して実施できるよう、予算の確保に努めていきます。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	4	地域包括ケアシステム構築推進事業の推進	各圏域での協議の場(各地域委員会)に、家族代表(家族会)が参加しているかどうか把握をお願いしたい。なお、不参加の場合は、参加がなされるよう助言を行っていただきたいです。	協議の場の設置については、各圏域の指定一般相談支援事業所の運営主体等に委託し、実施をしているところです。次年度の業務委託にあたり、受託事業者との調整等を行っていきたくて思います。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	5	アウトリーチ事業(訪問支援)の推進	精神疾患においては、受診の拒否や中断、ひきこもり状況などの難しいケースがあり家族の悩み負担が大きいと思います。アウトリーチの推進は必要なので、課題と現状等について、関係者協議による調査研究の準備を行っていただきたいです。	精神保健福祉業務における保健所の業務に「訪問支援」がありますが、相談窓口として保健所が認識されていないとの声もあることから、まず保健所が精神保健福祉に係る幅広い相談に対応していることを周知する必要があると考えています。危機介入的な訪問以外にも、医療継続の勧奨や日常生活への支援等、危機的な状況に至ることのないよう、予防の観点からも訪問支援を実施していく必要があると思われるので、保健所における訪問支援の現状を確認していきたくて思います。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	6	社会適応訓練事業の充実	精神障がい者の退院促進が進む中、就労系福祉サービス制度だけでなく、利用者のニーズに柔軟に対応できる当該事業の維持継続を引き続き求めます。なお事業所経営者の家族であっても、利用者として認めていただくような配慮をお願いします。	当該事業については、当事者の方々の社会復帰・社会経済活動への参加促進のために必要な事業と認識しており、次年度も事業を継続するため、予算確保に努めているところです。事業所経営者の家族の利用の可否については、申請後に各振興局において必要な調査を行い、事業目的である対象者の社会的自立の促進につながるかどうか等、個別に判断をしています。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	7	精神障がい者の健康づくり(健康マージャン)	障がい者の健康づくりとして県障がい者スポーツ大会が行われているが精神障がい者参加は1割程度で、広く参加できるような取り組みが必要と思います。「健康麻雀」は病院ディケアや活動支援センターで盛んに行われており、高齢者「全国健康福祉祭」の正式種目であることから、将来的な種目化を視野に一定地域での試行等の実証も必要と考えるので見解を賜りたいと思います。	健康マージャンは、脳の活性化による認知症予防の効果や、生きがい、仲間づくりにも役立つと言われており、高齢化が進展する日本において、介護予防の観点から全国健康福祉祭文化交流大会の種目として採用されているものと認識しておりますが、精神障がい者を対象とする場合、改めて趣旨や目的を確認することが必要と考えております。なお、現状においては、新たに県主催で大会を開催することは財政上の問題等により難しい状況です。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	8	精神保健ボランティアの推進	精神保健ボランティアは、市町村間の取り組みにバラつきが見られるようです。当連合会では、市民啓発の観点からも、今後の有様について模索していく予定なので、検討協議の際はご協力をお願いします。	精神保健福祉分野においては、ゲートキーパーやメンタルヘルス・ファーストエイドのエイダーなどが既に養成されており、国においては、令和3年度から、心のサポーターをモデル地域で養成し、令和6年度から全国展開される予定となっています。今後、これらの養成者を各市町村において活用し、市民による普及啓発を進めていくことが必要となりますので、連携・協力をお願いします。	継続	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	9	岩手医科大学付属病院および周辺での機能拡充	岩手医大付属病院精神神経科にはディケアがありません。特に救急入院した場合などのリハビリに向けてのディケア機能、更には退院後の周辺地域での生活訓練(宿泊型)の場が必要と思われます。県から関係医療機関への課題提案についてをお願いしたいのですが、見解を賜りたいと思います。	岩手医科大学付属病院精神神経科の入院治療は急性期治療を中心として行われており、入院患者の平均在院日数は県内精神科病院の中で最も短くなっておりません。急性期治療後の地域生活に戻るための訓練は、基本的に各地域の精神科病院等がその役割を担い、継続した支援が行われるものと認識しております。	新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	10	(仮称)心の健康・家族情報センター構想	精神疾患が増加・多様化しており(グレーゾーン、発達障害、引きこもりへの発展など)、家族や本人の孤立を防ぎ、気軽に学習でき(図書やDVDの配架、ネット情報機器の配備)、情報交換できる常設の場として、地域共生型の「(仮称)心の健康・家族支援情報センター」の構想を考えてもいいのではと思います。当連合会としては、家賃補助等があれば受託運営を検討したいと考えますので構想についての見解を賜りたいと思います。	精神疾患のある方への支援として、精神保健福祉センター及び保健所では、心の健康づくりや、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等についての普及啓発、家族や本人に対する学習機会の設定、家族会や断酒会などの自助グループへの助言や支援を行っております。ご提案の内容については、精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉センター及び保健所が対応しなければならないものであると考えておりますが、支援の充実に向けて、長期的な課題として研究して参りたいと思います。	新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
9 岩手県知的障害者福祉協会	1	入所施設ニーズの現状把握と移行調整について	障害児施設の措置入所児童の多くは、卒業後に家庭に戻ることに困難です。移行先として成人の入所施設へのニーズがありますので、障害児入所施設における措置児童の在籍状況等から、各圏域での入所施設のニーズを把握し、協議の場を設けていただきたいと思います。 厚生労働省から「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書(8月12日)」が示されましたが、そのことについても障害児入所施設、児童相談所等も参加する形での協議の場を設けていただきたいと思います。	新規	障がい保健福祉課 療育担当
	2	多様化する入所者のニーズについて	入所者の高齢化及び強度行動障害のある方など、障がいの重度化が進んでいます。また、障害サービス、介護サービス、医療、それぞれが連携しなければ、入所者の生活を維持できない現状があります。 現状の共有と今後の包括的なサービスの在り方の検討のために医療化、高齢化に特化した福祉サービス、介護サービス、医療のそれぞれの専門家が協議する委員会の設置をお願いします。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	3	多様な業種と就労系事業所のマッチング施策の拡大について	農業、漁業、伝統工芸等の継続のために、就労系事業所とそれぞれが連携し活動を維持していく必要があると考えます。県単位での連携、市町村単位での連携をそれぞれ今よりも機能的なものとし、人手不足の解消と生産の維持、就労系事業所、障がいを持った方の役割獲得を目指した県独自の施策をお願いします(企業とのコーディネート、県主導の販路等)。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	4	市町村の優先調達取組の推進について	昨年度に続き生産活動の売上げ減となっている状況から、県内市町村宛てに現状を知っていただく通知と、福祉事業所への優先調達に向けていただく後押しを今一度お願いします。 地域で消費することや、地域のチカラを活用する視点に、是非とも福祉事業所の製品・チカラの活用をお願いします。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
	5	包括的な相談支援体制の構築について	相談支援に関して、障害者にかかわらず、その親の高齢化、家族の貧困、ひきこもり等の課題等、障害、介護、医療、社会的養護等、それぞれの専門家が集まり包括的な相談の窓口とそれぞれのサービスが連携した包括的な支援体制の構築が急務であると考えます。 相談支援部会の発足等、現状把握から方向性までを協議する場の設定を求めます。	新規	地域福祉課  障がい保健福祉課 障がい福祉担当
			地域住民が抱える複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、今年度、障がい、介護、子育て等の属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されたところであり、本県でも、遠野市及び矢巾町が実施しています。 県では、包括的な支援体制を構築するうえで有効な取組と考えており、岩手県地域福祉推進協議会において、実施市町村の拡大に向けた取組の方向性を協議しながら、市町村の事業実施を支援していきます。  相談支援に関しては障がいの分野に関わらず、様々な分野と連携した支援体制が必要と考えております。これについては引き続き、相談支援専門員向けの研修において相談支援に携わる方々へ積極的に働きかけを行ってまいります。		
	6	福祉人材の確保について	福祉分野だけではなく、多くの業種で人材不足です。年度初めに人員が整っていても年度途中の離職退職等により、その後求人しても人材を確保できない現状もあります。有期限でのこういった事態に対応する、柔軟な人員配置基準の運用を求めます。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
10					
岩手県ダウン症候群父母の会					
12	1	新型コロナ等感染症対策について	新型コロナのような感染症に障がい者が罹患した場合の入院体制の構築と家族が罹患して障がい者が自宅で生活できない場合の支援体制の整備とともに、事業所職員等を対象とした感染症予防の研修会の開催や、事業所等でクラスターが発生した場合に円滑に対処できるように関係機関や他の事業所との相互支援体制の確立に関して指導し、平時からシミュレーションや訓練を行い、地域や事業所での対応の格差が生じないように対策を強化していただきたい。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
一般社団法人 岩手県手をつなぐ育成会			新型コロナウイルス感染症に障がい者が罹患した場合の対応については、県が設置する入院等搬送調整班において、病状等に応じた入院調整を行うこととしているところでは、障がい者の支援を担う市町村において、相談支援事業所等の関係機関と連携し、訪問(居宅介護)や通所(生活介護)、短期入所等の在宅サービスの活用により、在宅生活を継続できるよう支援することとしているところでは、厚生労働省等で作成している感染対策マニュアルを周知するとともに、各保健所において、感染対策について助言を行っているところでは、入所施設においてクラスターが発生した場合の支援体制については、いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォースを現地に派遣し、各種調整を実施しているほか、施設職員の不足に対応するため、「応援職員派遣調整事業」を県社会福祉協議会に委託し、相互応援体制を整備しているところでは、この仕組みでは小規模法人(1法人1施設等)に対する職員派遣が難しいため、圏域内の通所系・訪問系の障害福祉サービス施設・事業所も含めた支援体制の構築に向け、自立支援協議会などを活用して圏域ごとに検討を進めるよう、市町村や事業所に働きかけを行っているところでは、今後も、感染症の発生に備えた取組を進めていきます。		

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	2	実効ある「地域生活支援拠点」の整備について	障がい者本人の高齢化・重度化や親の高齢化に伴って地域で暮らすためには、的確に機能する「地域生活支援拠点」の整備は急務です。しかし、各地域では新型コロナの影響で検討も制限されることが多く、当初思い描いていたような青写真には程遠い現状の地域もありますし、ますます整備にストップがかかっている状況があります。 このようなコロナ禍の中にあっても、市町村が障がいのある本人を常に中心においた地域生活支援拠点として、真に機能を発揮できるものとして整備できるように、県として指導力を発揮し、必要な情報の提供を行い、整備の促進を図るようにしていただきたい。	「地域生活支援拠点」について、令和3年7月に行った市町村への照会によると、整備済みは3自治体、令和3年度末までに整備予定は6自治体、令和4年度末までに整備予定は4自治体となっているところです。なお、第6期岩手県障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めることとしており、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上設置することとしております。現在、多くの自治体においても、整備に向けた協議を進めているところであり、県としても今後必要な情報の提供を行うとともに、整備の促進を働きかけていきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	3	障がい福祉サービス従事者の人材育成確保と定着の環境づくりについて	福祉サービス事業所において職員不足から利用者の新規の受け入れが困難だったり、人手不足等から職員の負担が重くなり体調を崩すことにより離職するという状態もおこっています。特に、夜間勤務のある事業所では、変則勤務や人手不足という厳しい労働環境等から敬遠されるほか入所施設などでは小遣い等財産管理等が負担となっている事業所もあります。また、グループホームの世話人の年齢は高齢化しており、この人材不足や労働環境をなんとかしなければ地域生活支援拠点の機能充実も難しいと考えます。 このことから、人材の育成はもとより、障がい者を支援する職員が安心して働くことができるよう報酬上の配慮、業務負担の改善等、障がい者支援現場の職場環境づくりについて対策を講じるとともに、継続して従事できるよう報酬面なども考えていただきたい。	県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。 また、国に対して、障害福祉サービスに係る報酬の引き上げを要望しているところです。 なお、令和3年度に障害福祉サービス等報酬改定が実施され、特に福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、職員の離職防止・定着促進の促進を図る観点で、要件が見直されるなど、障害福祉サービス等の現場の人材確保を図るための報酬・基準等の見直しが行われたところです。今後も、この動向等を注視しながら、事業者が良質なサービスを提供できるよう、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望してまいります。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	4	地域で必要なサービスが受けられる体制の整備について	人手不足等により定員数が少ないなど、地域によっては、生活介護や短期入所、日中一時支援、グループホームなどの施設や福祉サービスが不足している現状があります。一方、親の高齢化・障がい者自身も年を取っていくなかで、住み慣れた地域で親なきあと、自立した生活を送れるか不安を感じている現状にあります。 このことから、県が強く主導し、地域において障がい者が必要なサービスを十分に受け、生活できるような体制の整備充実を図っていただきたい。	県では、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において、各年度における指定障害福祉サービス等の見込量を把握し、その見込み量確保のための方策をとることであります。今後も、当該計画に基づき、市町村等の関係団体と連携し、地域の実情に応じたサービスの確保に努めるするとともに、国の社会福祉施設等整備補助金を活用し、新規整備はもとより、既存の建物の活用等による整備を支援してまいります。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	5	グループホーム等の整備促進と機能の拡充について	障がいのある方の高齢化と併せて在宅での生活困難が現実となっております。そのためのツールの一つとしてグループホームの活用が必要となっておりますが、次のような課題等があり、これに対応していただきたい。 (1) 地域によって、グループホームの設置が進んでいないところがあり、整備が進まない地域の整備促進に勤められたいこと。 (2) 重度の障害があっても、支援の連携によりグループホームで自分らしく暮らせるように居宅介護・行動援護のヘルパー支援の組み入れを進められたいこと。 (3) 将来の利用に向けてのグループホーム体験の場の設置を促進されたいこと。 (4) グループホームにショートステイ機能の設置を促進されたいこと。 (5) グループホームの世話人(知的障がい者対応ヘルパー)人材の研修会や講演会を行い、担い手の確保を図っていただきたい。	県では、グループホームの整備に対し、国の社会福祉施設等施設整備補助金を利用し補助を行っており、令和2年度は4か所のグループホームが創設されています。 しかし、地域によっては必要数に達していない状況であることから、今後も市町村と連携しながら支援を継続してまいります。 また、御要望のあったグループホームのサービス・機能の充実については、市町村に対して情報提供を行うとともに、地域の関係機関等で構成する自立支援協議会で協議を行うなど、地域内での検討が促進されるよう求めています。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	6	全身麻酔治療等の高度な治療が可能な歯科診療体制の整備について 障がい児・者の中には、一般的な歯科治療が難しい人も多いという実情があります。全身麻酔による高度な歯科診療を受けられる岩手医大障害者歯科診療センターは、予約が数か月待ちで、必ず2泊3日の入院が必要であり、精神的にも金銭的にも、また、障がいのある方本人にとっても家族等の付添人にとっても負担が大きく、障がいのある方々にとっては切実な問題であります。また、障がい者の高齢化・重度化、親の高齢化などにより遠隔地からの移動等にも難しい状況があります。このことから、診療・入院時間の軽減をご検討いただくとともに、県内どこの地域でも、安心して全身麻酔等の高度な歯科診療を受けることが可能となるような歯科診療体制の構築にご配慮いただきたい。	障がい児・者の歯科医療については、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科診療センター」を中核として県内各地域において歯科医療を提供できるよう整備に努めています。 障がい者・児のリスクに応じた歯科医療を各地域で提供できる連携体制の確保や岩手医科大学の予約待ち長期化の緩和を図るため、平成26年度から、主に沿岸地域の歯科診療所の先生方を対象として、県立療育センターにおいて障がい者歯科の臨床研修を実施するなど、障がい児・者歯科医療対策に取り組んでいるところであります。 また、令和2年度からは、県立磐井病院で障がい児・者への全身麻酔による歯科医療を開始しています。 今後も関係団体と連携し、全身麻酔治療等の高度な歯科医療を提供できる体制の拡充を進めていきます。	継続	医療政策室
	7	知的障がい者に対する地域の歯科診療体制の充実について 知的に障がいのある方の歯科診療については、地域や医院によって歯科診療の対応が、障がいの特性に応じて対応していただけることから、こういう患者さんは診療できないとされるまで、様々な状況にあります。なかには、地域から療育センターや内丸メディカルセンターに通院している方もおり、親にとっても負担となっています。地域の歯科医院で受け入れてくれるところがあればと思うが情報が無いため、遠くまで行かざるをえない実態があります。ついでに、障がいの特性をご理解いただき地域で診療いただける歯科医師の情報をご提供いただくとともに、障がいのある方がどこの地域でも安心して歯科診療を受けられる体制を整備充実していただきたい。	地域の歯科診療所の先生方を対象に、障がい者歯科の臨床研修を継続して実施し、障がい者歯科の実施可能な歯科診療所の確保・充実に取り組んでいます。 一方で、障がい者に対する歯科治療については、各歯科診療所において、障がいの特性や受診歴等と診療所の受入体制等の個々の事情を勘案し、診療が可能かを個別に判断しているため、一律に公表するには至っておりません。 歯科診療所の情報提供等については、当事者の了承等が必要となることから、今後県歯科医師会等関係者と協議してまいります。 引き続き、障がい児・者がそれぞれの地域においてかかりつけ医を持ち、歯科治療を受けることができる体制整備を進めていきます。	継続	医療政策室
	8	福祉サービス事業所における歯科保健(健診)の充実について 口腔内の健康は身体や認知症にも影響しますので、歯科通院は痛みが出てからというよりも、定期的に歯科健診を受けることは重要であると思われ、同じ事業所を利用する仲間と一緒に健診であれば、障がいのある方も安心して受けられると考えます。また、重度の知的障がいの方は一般の集団検診は難しいので利用している事業所で行うことが必要です。ついでに、事業所で安心して歯科定期健診が受けられるよう、県内事業所に啓発を行い、事業での歯科検診の充実を図っていただきたい。	県では、イー歯トープ8020プラン「(岩手県口腔の健康づくり推進計画)」に基づき、特別支援学校における歯科保健指導や、保健所等による家族や施設職員等への歯科保健に関する普及啓発等を通じて、障がい児・者の口腔の健康づくりに取り組むとともに、岩手県歯科医師会と連携しながら、希望する障がい児・者入所施設等に対して歯科健診の実施及び施設職員の資質向上を図る取組や、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科診療センター」を中核とした障がい児・者のリスクに応じた歯科医療提供体制の整備等に努めてきたところであります。 障がい児・者が心身ともに健やかに暮らすためには、口腔の健康づくりが重要であることから、市町村や事業所等における歯科健診等の実態把握に努めつつ、今後も、歯科保健に関する普及啓発等を通じて、歯科健診の重要性の周知や早期の歯科医療機関の受診等を促してまいります。	新規	障がい保健福祉課 療育担当 健康国保課
	9	医療機関での円滑な受診について 県では医療機関での円滑な受診をサポートするため「みんなの受診サポート手帳」を発行していますが、障がい者や家族にとって、医療機関での受診は、病状の伝え方の難しさや障がい特性により長時間待たないなど、配慮を要することが多く、手帳の利用は有効な手段でありながら、その存在が広く浸透されていないように感じます。障がい者団体への周知と併せ、医療機関にポスターやチラシを掲示するなど双方向に対し活用の推進を図っていただきたい。	「みんなの受診サポート手帳」について、県が令和3年4月に実施した医療機関あてのアンケート調査において、医療機関の多くから、手帳の存在が認知されていない、又は、認知しているが活用する必要性を感じていない等の回答があったところであります。 ご指摘を踏まえ、引き続き、障がい者団体への周知だけでなく、医療機関に対しても、存在が広く浸透し、必要性が感じられるよう、岩手県医師会とも連携しながら周知方法等の検討を進めて参ります。	継続	障がい保健福祉課 療育担当
	10	障がいのある人の就労環境の整備について 障がい者が普通に一般就労していくことが当たり前の社会の姿と考えますが、その中で、企業や地域が果たす社会的責任は極めて大きいものがあります。障がい者雇用は障がい者と健常者が共に社会を創り上げる「共生社会」を実現していくことにあります。障がい者の自立訓練や地域移行の推移は、障がい者総合支援法の基本理念の一つである「地域社会における共生」の趣旨に通じており、問われているのは障がい者の働く能力ではなく、働きたいと願う障がい者の思いに応えるべく、私達社会の側が障がいを理解し、その能力を最大限に発揮し、いかに環境を整備するかにあります。このような考えの下に、障がい者が社会の偏見がなく、就労しやすい環境の整備が図られるように、実効ある施策を打ち出していただきたい。	県では、広域振興局等に配置している就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に、障がい者雇用について理解協力を求めているところであり、事業主に対し障がいのある方と障がい者ではない方の均等な待遇の確保または障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を義務付ける「合理的配慮の提供義務」があることの周知に努めています。 また、県では、県内事業所及び就業支援実務者向けに障がい者雇用への理解促進を目的としたセミナーを実施しているほか、障がい者委託訓練事業を実施し、障がいをお持ちの方の就労に向けた支援を行っています。 今後も、企業や商工団体等に対して、障がい者の雇用の場を確保するよう要請するとともに、各種施策や取組について周知を図り、よりよい職場づくりを促進するよう努めてまいります。	新規	定住推進・雇用労働室

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	11	高齢障がい者への対応の充実強化について	人口の高齢化にともない、高齢障がい者も増加しており、現行の制度の枠組みでは、基本的に、障がい者の支援が、高齢者になれば年齢のみで介護保険サービスに移行することとなります。施設入所者も基本的には同じであるが、障がい者支援と高齢者介護については似て異なる面があることから、入所施設では障がいの施設に滞留することとなり、新たに入所を希望する障がい者が施設を利用できなくなるという弊害が生じるだけでなく、介護保険施設への移行についても利用者負担や市町村計画との調整等が必要になってくること等の課題があります。 このことから、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの関係を整理し、岩手県として高齢障がい者のニーズに的確に対応するにはどうすべきかを検討し、必要に応じて先駆的な対策を講じていただきたい。	県では、昭和54年に開設した障害者支援施設「中山の園」について、入所者の高齢化による要介助者の増加や重度化、有病者の増加による通院対応、施設の老朽化などが課題となっていることから、令和元年度に、学識経験者や福祉事業者、医療関係者等による検討委員会を設置し、今後の施設のあり方や医療・介護との連携などの課題について、福祉・医療・介護等の視点から検討を行っているところです。 今後、同委員会による検討結果から得られた知見について、高齢障がい者への対応策に活かしていきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	12	障がいのある方たちの災害時の対応について	避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等障害者などが適切に整備され、市町村が障がい者などの避難行動要援護者への対応を進められるよう必要な指導援助等を行なっていただきたい。 また、福祉避難所の整備を促進し、障がいのある方が安心して避難生活ができるよう市町村に求めていただきたい。 さらに、「障がいのある方たちの災害対応のてびき」が配付されておりますが、当事者や親の会等に対して啓発・普及に努めていただきたい。	県では、市町村避難所運営マニュアル策定モデルを作成し、その中で障がい者等の要配慮者への配慮について示しているほか、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して、障がい者など避難の際に支援を必要とする方の具体的な避難方法を予め定めておく個別避難計画を作成するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところです。引き続き、先進事例の紹介など市町村への支援を行い、避難行動要支援者の避難支援の充実に取り組んでいきます。 また、福祉避難所についても、障がい者をはじめ要配慮者の方に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き、働きかけていきます。 「障がいのある方たちの災害対応のてびき」については、岩手県社会福祉協議会や市町村と連携し、HPに掲載するなどして当事者や保護者及び支援者等に広く周知を図っていきます。	継続	復興くらし再建課  障がい保健福祉課
	13	研修の実施や投票手順のパンフレット作成など障がいに配慮した選挙の実施について	投票所における知的に障がいのある方へ適切な支援を保障するため、選挙管理委員に対する障がいの理解を深めるための研修を行っていただきたい。 また、知的障がいや発達障がいのある当事者が投票に出向く際の不安を解消するため、投票の手順等についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成していただきたい。	障がいの特性等の理解や、投票に係る留意事項等について、関係機関と連携しながら、市町村の担当者会議や、県明るい選挙推進協議会の会議等の場において、周知を図りたいと考えています。 また、県選挙管理委員会事務局では、県明るい選挙推進協議会の事業として、特別支援学校の生徒等を対象に啓発授業を実施し、投票の手順等について説明しており、過去3年間では、のべ11校で啓発授業を実施しました。 今後とも特別支援学校に対する啓発授業を継続するとともに、特別支援学校の生徒以外の方に対しても、効果的な周知方法等について、関係機関と連携して先行事例の調査研究等を進めていきます。	継続	選挙管理委員会事務局



団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	14	<p>高等部卒業後の夕方支援のニーズ調査の実施と対策について</p> <p>障がい児の放課後や休日の余暇支援として、2012年に放課後等デイサービスが制度化され、その後、一気に事業所の数も増えました。そのおかげで、放課後の生活が豊かになり、保護者が夕方まで安心して働けるようになり、今では障害のある児童・生徒にとってなくてはならない事業になっております。しかしその一方で、高等部卒業後は放課後等デイサービスを利用できなくなり、卒業後に通所の事業所のサービスを利用する場合、障害の程度によっては一人で留守番ができず、どちらかの親が仕事を辞めたりしている状況です。市町村によっては、日中一時支援事業を使って、夕方支援を行っている事業所もありますが、国の必須事業ではなく、市町村事業なので報酬単価も安い為、事業所としてもなかなか利用枠が増やせないのが実情です。障がい児の放課後問題は卒業後も続く永遠の課題です。岩手県としても必要性を認識し、放課後等デイサービス利用者の保護者を対象に、夕方支援のニーズの実態調査を実施し、必要な対策を講じていただきたい。</p>	<p>夕方の時間帯の支援としては、日中一時支援事業が考えられますが、日中一時支援事業は地域生活支援事業で市町村の任意事業とされているため、県では、夕方支援の充実に向け、各地域の自立支援協議会において支援のニーズや課題の共有を図るよう働きかけるとともに、各市町村に対し、日中一時支援事業の受入人数の拡充や夕方の時間帯の開所についての検討を促していきます。</p> <p>また、地域生活支援事業については、地域の状況に応じて適切に事業が実施できるよう、引き続き、国に対し財政措置を要望していきます。</p>	継続	障がい保健福祉課 療育担当
	15	<p>障がい者の芸術的才能の発掘とビジネス化に向けた支援について</p> <p>本県出身者が代表を務める会社では、知的障がい者の芸術作品をネクタイやTシャツなどに商品化して販売しているほか、工事現場の仮囲いのデザインに起用するなど本格的なビジネスとして成功している事例があります。障がい者が余暇を心豊かに過ごすことと工賃アップの観点から、障がい者の潜在している芸術的な才能を発揮する機会を充実強化するとともに、その作品をビジネスに結びつけることができるような支援をいただきたい。</p>	<p>障がい者の芸術のビジネス化については、実際にデザインや作品の制作に取り組んでいる事業所もあることから、県の社会福祉事業団や関係団体等と連携しながら、情報収集及び情報提供を行い、県内でのさらなる普及に努めていきます。</p>	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
		<p>障がい者の芸術的才能を発揮する機会について、県では、障がい者による芸術作品を県内各地で巡回展示する「いわてアール・ブリュット巡回展」や、日頃取り組む文化芸術活動の成果を発表する「岩手県障がい者文化芸術祭」を毎年開催しています。今後も、関係団体等と連携しながら、障がい者が積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場の確保に努めてまいります。</p>	文化振興課		
	16	<p>障がい者の権利擁護について</p> <p>障害者虐待防止法、障害者差別解消法、岩手県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」に関して、認知度はまだまだ低いことから、当事者をはじめ一般の方々への周知と理解啓発に努めていただきたい。また、平成28年4月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者を雇用する際には合理的配慮の提供が義務づけられていますが、障がい者への差別やいじめを理由に仕事を辞める実態があることから、企業や事業所等に対し障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供について、理解を促進する取組みを強化していただきたい。</p>	<p>県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障がい者差別解消法について、関係機関やコンビニ等へのリーフレットの配架、ラジオ広報、新聞広告等を実施してきたほか、各地域において民生委員・児童委員等に対し研修を行う等普及啓発に努めており、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、障がい者を雇用する際の合理的配慮や、職場における障がい者への差別等については、一般の企業や事業所から要請があれば、障がいの特性や、障がい者の権利擁護について県の職員を派遣し説明する出前講座を実施しているところです。</p> <p>今後も、こうした取り組みに加え、岩手労働局とも連携を図りながら、企業や事業所に対し理解を深めていただくよう働きかけてまいります。</p>	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
13 岩手青空の会	1	<p>私たちが理解し、尊重される社会にしてください。</p> <p>私たち本人を弱者としてではなく、同じ目線で接してほしい。聞く耳を持たなかったり、その場しのぎの返事などはやめてほしい。ハラスメントもやめてほしい。</p>	<p>「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」では、障がいのある人に対する区別や排除、制限をして嫌な思いをさせることを禁止しています。</p> <p>条例の内容について、県民に理解してもらえるよう、今後も様々な方法で広くお知らせしていきます。</p>	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	2	<p>私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてください。</p> <p>私たちの気持ちをかんがえず、ごかいをしないでほしい。私たちの話もきちんと理解してほしい。</p>	<p>県では、障がいのある人のことを決める会議を開くときには、障がいのある当事者の方に委員として参加してもらっています。今後も協力をお願いします。</p> <p>(委員として参加してもらっている会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会</li> <li>岩手県障害者施策推進協議会</li> <li>岩手県障がい者自立支援協議会 など</li> </ul>	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
	3	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。 障がい者雇用は、面接だけでなく、実習のような形で練習をしてから判断してほしい。障がい者の人ができる仕事をふやしてほしい。	<p>県では、広域振興局等に配置している就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に、障がい者雇用について理解協力を求めているところであり、事業主に対し障がいのある方と障がい者ではない方の均等な待遇の確保または障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を義務付ける「合理的配慮の提供義務」があることの周知に努めています。</p> <p>また、県では、障がいのある方などの就業や県内企業の障がい者雇用を進めるため、障がい者の多様なニーズに対応した職業訓練を実施しています。複数のコースがあり、実際に企業などの現場において業務内容に沿った作業実習を行う訓練も行っているほか、国においても、試行雇用を通じて企業との相互理解を深め、継続雇用につなげる「障害者トライアル雇用」制度により就職支援を行っています。</p> <p>今後も、企業や商工団体等に対して、障がい者の雇用の場を確保するよう要請するとともに、各種施策や取組について周知を図り、よりよい職場づくりを促進するよう努めていきます。</p> <p>県内9圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、国が就業面での支援、県が生活面での支援をそれぞれ委託し、一般就労を目指す障がい者への一体的な相談・支援を行っております。具体的には、仕事に就くための相談や、それに向けた生活面での相談のほか、職場や家庭を訪問して就職した方が職場に定着し、長く働き続けられるよう、お手伝いをしています。</p>	継続	定住推進・雇用労働室  障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	4	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。	共生き条例では、県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めることとしています。 障がいのある人の家族を含めた支援者へのハラスメントや大きな負担がなくなるように、県民への理解が進むようにしていきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	5	安心して私達が望むところで暮らせるようにしてください。	障がいのある方が希望する地域で安心して暮らしていくためには、住まい、介護、日中活動の場などさまざまなサービスが必要となります。このサービスの利用に当たっては、障がいのある方が、どこでどのように生活したいのかといった希望を十分に聞いた上で、サービスを提供します。 このため、県及び市町村は、身近なところで必要なサービスを提供できるように取り組んでおり、今後も継続していきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	6	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使えるようにしてください。	県では、障がいのある方の自立や社会参加を支援していくため、JR運賃の割引の距離制限をなくすよう令和元年6月に国に対して要望しているところです。 今後も機会をとらえて継続して要望していきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	7	もっと仲間と交流できるように、本人活動を支援してください。	県では、岩手県障がい者スポーツ協会等と連携し、岩手県障がい者スポーツ大会を開催するなど、各種スポーツに参加できるように取り組んでいます。 また、岩手県社会福祉事業団等と連携し、岩手県障がい者文化芸術祭を開催するなど、創作活動等への支援も行っているところです。 今後も継続して、これらの活動を通じて本人活動を支援していきます。	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	8	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けて欲しい。	福祉避難所につきましては、令和3年5月に内閣府令が改正され、新たに指定福祉避難所の区分が設けられたところです。同避難所は、受け入れ対象者を予め明示の上、公示、指定することとされており、県では各市町村に対し、その内容の周知を行い、避難行動要支援者の円滑な避難の取組を支援しているところです。 また、県では各市町村に対し、高齢者や障がい者等、避難に際し支援が必要な方々一人ひとりの状態にあわせた個別避難計画を作成し、避難場所や避難経路について、ご本人を含めた関係者が予め確認するよう求めています。	継続	復興くらし再建課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
20 岩手県精神保健ボランティア連絡会	1	障害者差別解消法の推進	新型コロナウイルスの発生・感染拡大より日常生活はもとより社会活動も制限される中、東京2020パラリンピックは障がいのある方々に希望と挑戦する心、力を与えたと同時に、画面を通して多くの国民・世界の人々に感動を与え、障がいに対する認識が偏見から理解へと進んでいくのではとの期待で開催された成果を感じるものです。しかし、現実、障害者差別解消法の推進においては、障がいに対する理解や障害者差別解消法の浸透はまだまだの状況に思われます。不当な差別の禁止、合理的配慮の正しい理解、意識啓発を根気よく進めていかなければならないと思います。特にも心のバリアフリーの推進を学校教育の場を含めて望むものです。心のバリアフリー推進は、新型コロナウイルス感染者に対するいわれなき差別をなくすることにもつながると思われます。	<p>県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例及び障害者差別解消法の周知については、関係機関やコンビニ等へのリーフレットの配架、ラジオ広報、新聞広告等を実施してきたほか、各地域において民生委員・児童委員等に対し研修を行う等普及啓発に努めているところです。</p> <p>また、令和元年度より県内の事業者や団体を対象に県職員を派遣し、障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施し、更なる普及啓発に取り組んでおります。引き続き、法及び条例の周知や障がいについての理解促進に向けて普及啓発を図ってまいります。</p> <p>県では、学習指導要領、いわて特別支援教育推進プラン(2019～2023)に基づき、すべての校種において、交流及び共同学習の実施を推進しています。その際の留意点として、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、「心のバリアフリーノート(文部科学省)」を活用し、すべての子どもたちに「心のバリアフリー」を指導するとともに、すべての教員が「心のバリアフリー」を理解することを示し、各種会議・研修会で繰り返し周知を図っています。今後も幼児児童生徒の相互理解が促進されるよう取り組んでまいります。</p>	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
	2	相談支援専門員の人材確保と質の向上	活動の中で障害のある方からの声として、相談支援専門員の確保と質の向上を望まれています。相談支援専門員は、障がい当事者が暮らしやすい生活を送るため、福祉サービス利用の計画に携わる等、中立的な立場で支援する役目ですが、支援を望んでも受ける余裕がないと断られセルフでサービス利用計画を作成せざるを得ないという声があります。相談支援専門員の人材確保が望まれます。また、相談支援専門員は支援のプロフェッショナルです。障がい当事者の意思決定支援への配慮や、モニタリングにあたっての形だけのものではなく一人一人にあった対応等、サービス等利用計画の質の高いサービスを提供できる相談支援専門員の育成を望みます。		<p>県では、相談支援事業に従事する者が、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的に相談支援専門員や相談支援専門員を目指す方への研修を実施しています。また、昨年度からカリキュラムの変更により初任者研修では5日間の研修から7日間の研修とし、研修内容の充実を図りました。今後も継続して質の高い相談支援専門員の育成に取り組んでまいります。</p>	新規
21 岩手県断酒連合会	1	依存症に係る民間団体支援事業補助金について	1、例会会場等の無償提供支援(継続) 2、第58回 全国(東北)大会 10月10日開催予定でしたが新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況 であることから、6月13日東北断酒連合会理事会が開催され、中止と決定されました。 3、来年度は、6月に東北(岩手)大会、7月には恒例の東北断酒学校が岩手県断酒連合会の主管で開催の予定になっています。行政・医療からも多くの参加をお待ちしています。	<p>1 現在、県又は市の施設を無料で利用されている場合は、貴会の活動が利用料の減免要件に該当するためと思われます。利用料の減免の要件が変更されなければ、引き続き無料で利用できるものと思われます。</p> <p>3 東北大会及び東北断酒学校の開催について、市町村、保健所、精神科医療機関等に対し、周知したいと思います。</p>	継続 新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	2	行政・医療・断酒会との連携と断酒例会への参加の必要性	コロナ禍の中アルコール依存症という病気は、以前にもまして家族を巻き込み苦しめています。他地域においては、まん延防止等により、例会場が使用できない状態も起きておりました。そんな中、オンラインZoom例会が全国各地で開催されています。岩手では、独自開催は難しいということで、各地のZoom例会に参加させていただいております。岩手県においても開催の検討をお願いします。	オンラインによる例会の開催は、新型コロナウイルス感染症を契機に広がっており、会員等が参集する機会を定期的に設けることが難しい場合にも、オンライン開催は有効であると思われます。県主催での例会の開催は難しい状況ですが、貴会への支援方法について精神保健福祉センター及び保健所と検討していきたいと思っております。	新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当
22 いわて心臓病の子どもを守る会	1	成人先天性心疾患患者への支援について	18歳以上の障がい者手帳や障害年金の申請書様式が、先天性の心臓病者の実態把握に即していません。「成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適當な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。」という厚労省の認定基準の疑義解釈にある「成長の度合い」についての解釈は、福祉事務所や市役所窓口が判断するのではなく先天性心疾患を専門とする循環器担当医の意見を聞き、後天性の心臓病を想定した「18歳以上」の様式が妥当なのか「18歳未満」用とすべきかを判断することで正しい認定につながります。また、申請の際に新規の申請の際は、適用し更新時には適用できないという矛盾が発生しないよう、国に対して疑義解釈の「新規に申請する際は」の記述を外すよう依頼してください。また、様々な支援が受けられても生活が成り立たない状況では支援が行き届いているとは言えません。即した支援を宜しく願いいたします。そのためにも身体障がい者手帳を所有することは大きな支えになります。	<p>障害者手帳の申請様式等について、心臓機能障害用診断書は、障害認定の正確を期するため、児童のための18歳未満用と成人のための18歳以上用とに区分して作成することとなっております。このため、満18歳以降に診断書を記載する場合、18歳以上用の診断書及び認定基準を用いることが原則となりますが、成長の度合い等により18歳以上用を用いることが不適當な場合には18歳未満用により判定することも可能としており、こうした取扱いについて、各関係機関に対し、周知していきます。</p> <p>また、障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障害者総合支援法など制度の改善について国に要望していきます。</p>	継続	障がい保健福祉課 障がい福祉担当

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	2	安全・安心な教育環境の整備について	心疾患患者の就学先は特別支援学校ばかりではないため、全学校の環境整備をお願いします。 昨年度クーラー設置は行われましたが、校内すべての施設には行き渡っていません。特別教室を含む全教室のクーラーの稼働、プール授業予洗時の温水シャワーの導入、教室移動の為に階段昇降の負担をなくす措置(エレベーター設置が厳しければ低層階で授業を受けられる措置など)などのご配慮をお願いします。加えて、心肺蘇生法やAEDの管理保全など、緊急事態への備えについてご配慮願います。また、コロナウイルス感染予防対策がどの学校でも適切に行われることを要望します。上記要望についてこれまでに実現されている事例もあればぜひ教えていただきたいと思ひます。	学校生活を送るうえで、安全・安心できる教育環境の整備は必要なことと考えております。市町村立の学校については、関連する情報を提供するとともに、県立学校については、関係部署と情報共有を図って参ります。 なお、県立特別支援学校においては、すべての校舎にAEDを設置しており(一部他校との共用あり)、緊急事態に備えた職員研修を実施しております。 新型コロナウイルス感染症予防対策については、手洗いや咳エチケット、換気と言った基本的な感染症対策に加え、3つの密を避ける対策を徹底して参ります。	継続	学校教育室
	3	就労に対する支援をお願いしたい	成人先天性心疾患患者はフルタイムで働けない、非正規雇用で収入が安定しないという例が多いです。障害者雇用は、雇用したと数値ばかりで終わらず、雇用環境が障害者に適切なものであるかということまで、行政がかかわる必要があると思ひます。また、やむなく退職しても助けとなる障害者年金の受給審査は厳しく、受給しても生活に十分とは言えない金額であることは依然として変わりありません。障害者の作業所でさえも、体力的に毎日通えないことや酸素吸入を理由に通所を断られる事例もあります。病者のペースで働くことができるという作業所本来の使命に依拠し、事業者への指導と助成を強く要望します。病者が自立して、病気とともに生活できるよう、継続して就労できる制度設計・支援を宜しくお願いいたします。	岩手労働局においては、「岩手 治療と仕事の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表」を岩手労働局ホームページに掲載し、治療と職業生活の両立に関する悩みの相談等に関する窓口の一覧についてお知らせしているところです(掲載ページ： <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/03madoguchiichiran.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/03madoguchiichiran.pdf</a> )。 また、岩手労働局では、難病をお持ちの方などを雇い入れる事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)」の助成金の支給により、難病をお持ちの方などの雇用を促進しています。 県では、障がいや難病をお持ちの方の雇用について、広域振興局等に配置している就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に、助成金などの支援制度等の周知を行いつつ、理解協力を求めているところであり、事業主に対し障がいのある方と障がい者ではない方の均等な待遇の確保または障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を義務付ける「合理的配慮の提供義務」があることについて、周知に努めていきます。 また、県では、県内事業所及び就業支援実務者向けに障がい者等雇用への理解促進を目的としたセミナーを実施しているほか、障がい者委託訓練事業を実施し、障がいや難病をお持ちの方の就労や職場定着に向けた支援を行っています。 県は、今後も岩手労働局等と連携し、支援制度等の周知を通じて難病をお持ちの方などの就労支援に努めていきます。	継続	定住推進・雇用労働室
			就労継続支援事業所は、心身の状況等により一般企業への雇用が困難な方が対象となっているものであり、病気を理由に不利益な取り扱いをされないことがないよう、事業者への正しい理解の普及や指導等に努めていきます。		障がい保健福祉課	
	4	循環器疾病対策計画推進協議会について	協議会のメンバーに小児循環器専門医を加えてください。成人の循環器疾病に関わるメンバーだけでは協議の内容に偏りが出ます。また、HPに掲載するだけではなく、関連団体へ計画推進の情報を定期的にお知らせください。また、成人へ移行する先天性心疾患患者への支援について、移行期医療センターの検討状況なども含め、情報を提供してください。	県では、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に関する基本法に基づき、岩手県循環器病対策推進計画(仮称)(以下「計画」という。)の策定に当たって、患者さんや医療機関、関係団体、市町村等の構成による岩手県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を令和2年度に設置し、計画の内容について協議を行っているところです。 協議の継続性の観点等から、当面協議会委員の追加は予定しておりませんが、計画策定に当たっては、小児循環器学会専門医からも御意見を伺うこととします。 また、計画では、移行期医療に関して記載する予定ですが、その内容については、今後の協議会での御意見等を踏まえて検討していくこととしており、計画策定の状況は、協議会開催の都度、県ホームページに掲載しますので、お手数ですが御確認願います。	新規	医療政策室

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
26 特定非営利活動法人 いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ	1	障害者差別解消法について (相談窓口の周知徹底)	高次脳機能障害の当事者や家族に相談窓口が周知徹底されておらず、また相談窓口の現場が疲弊しており十分に相談できない現状があります。そのため当事業所への電話相談及び来所相談が増加し、本来の業務に支障をきたす状況となっています。是非、多くの障害者とその家族、病院や施設等への相談窓口の周知と相談業務が適切に行われるようお願いいたします。	相談窓口の周知に努めるほか、今後も、相談支援専門員や相談支援専門員を目指す方への研修を実施し、相談支援に従事する職員の確保と資質向上に取り組んでまいります。	新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	2	相談事業所への支援について	高次脳機能障害者の中には、社会的行動障害による感情や行動抑制の低下から社会生活でトラブルを起こしやすい方や病識が乏しい方や判断能力が乏しい方等がいるため、地域で問題行動を起こし居場所をなくす当事者や家族からの切羽詰まった相談が連日のように当事務所にかかってきます。高次脳機能障害は目に見えない障害と言われ、当事者本人からの話だけでは実態が見えないこともあり、対応には障害特性を理解していることが望まれます。当法人の活動の趣旨は高次脳機能障害について正しい理解の促進ではありますが、現在は相談件数が増え、業務に支障が出ている状況に加え、相談者への対応として関係機関等に使用する電話等の経費負担も重くなっています。そこで県内唯一の家族会が運営する高次脳機能障害者の専門相談の場として、支援普及事業の一部を当事業所に業務委託して頂く事等、事業所への支援をご検討いただきますようお願いいたします。	貴法人には、平成30年度から、盛岡圏域及び岩手中部圏域の支援拠点として相談支援に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。 本県では、いわてリハビリテーションセンターを県の支援拠点機関とし、専門的な相談支援を行う機関としていることから、同じ盛岡圏域に専門的な相談支援を行う機関を複数設置することは難しい状況です。 「業務に支障が出ている」とのことですので、貴法人においては貴法人の活動目的を達成する範囲内で活動できるよう、盛岡圏域及び岩手中部圏域の体制について、いわてリハビリテーションセンター及び圏域内の市町と改めて検討していきたいと思っております。	新規	障がい保健福祉課 こころの支援担当
	3	法の対象範囲について	法律の対象範囲に高次脳機能障害を明記していただきたいです。	高次脳機能障害に関連する法律としては、障害者総合支援法等があり、同法においては、地域生活支援事業として、高次脳機能障害に対する支援普及事業や理解促進、研修・啓発事業などが位置付けられております。 本県においては、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」第2条において高次脳機能障害を明記しております。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
28 難聴児と家族の会たんぽぽ会	1	岩手県の難聴児支援の取組について	国から難聴児支援に関する課題と今後取り組むべき方向性が示され、岩手県として計画の作成を進めていると思っておりますが、取組状況を知る機会がありません。現状はどのように進んでいるのでしょうか。	県の難聴児支援については、これまで新生児聴覚検査体制整備事業や難聴児補聴器購入助成事業等により、難聴児の支援に取り組んできたところです。 また、令和2年度には、医療・保健・福祉・教育の各機関の有識者で構成する岩手県聴覚障がい児支援体制検討委員会を設置し、早期発見・早期支援に係る関係機関の連携体制のさらなる充実に取り組むこととしております。 今後は、岩手県聴覚障がい児支援体制検討委員会や関係機関・団体等の方々のご意見を踏まえ、国が示す難聴児の早期発見・早期支援を推進するための基本方針を参考に県の計画の作成に取り組むとともに、情報発信に努めて参ります。	継続	障がい保健福祉課 療育担当
		昨年、難聴児支援の体制整備にあたっては当事者である当会からの聞き取りをお願いし、当事者の意見を踏まえるとの回答をいただき、県の担当者の聞き取りが実現しました。岩手県聴覚障がい児支援体制検討委員会や多職種連携による難聴児支援研修会が実施されていますが、当事者団体の意見を直接届けたいので参加を認めていただきたい。	岩手県聴覚障がい児支援体制検討委員会は、医療・保健・福祉・教育の有識者から意見をいただき、関係機関の連携等による円滑な支援体制を整備することを主な目的として設置していること、また、難聴児研修会については、難聴児支援に従事する方々を対象とし、従事者間のつながりや関係性を深め、より一層の連携を図ることを主な目的として実施しております。 先般、担当者において実施した貴団体との意見交換の結果を委員会に報告するなどし、今後も連携を図りながら支援体制の整備に取り組んで参ります。	新規	障がい保健福祉課 療育担当	
	2	難聴が疑われた時点からすべての難聴児が、これから受ける医療、療育、教育の情報を得て、安心して子育てができる体制を望みます。	新生児聴覚検査の実施率が向上されたことは良かったと思っておりますが、国のプロジェクト報告で課題として指摘しているように難聴児への早期介入(特に0歳児から3歳児)が不十分で適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていません。障害の発見当初は、本人はもとより家族への支援が重要です。どのような療育を進めるか、どんなサポートが必要になるか、必要な情報を提供して継続して支援してくれる機関が必要です。	県内の全市町村において、新生児聴覚検査の公費負担が実施され、難聴児の早期発見が期待される場所ですが、一方で早期の支援にうまくつながらない現状があるものと認識しております。 このため、県では限られた資源のなかで円滑な支援を図るため、岩手県聴覚障がい児支援体制検討委員会や難聴児研修会の実施により、支援体制の構築に取り組んでいるところです。 聴覚障害と診断され、本人のみならず家族への支援が重要であることは、先般の貴団体との意見交換においてご意見をいただいたところでもあり、情報発信や相談対応を担う機関の設置に向け、関係機関の方々のご意見を踏まえ取り組んで参ります。	新規	障がい保健福祉課 療育担当

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
			支援する機関(中核機能を担うところ)は療育センターや医療機関であることを望みます。スタッフの中に小児難聴を専門とする医師と言語聴覚士の配置が不可欠です。	県内の障がい児療育の拠点施設である、療育センターにおいて、聴覚障がい児にかかる相談対応や診療等、中核的機能を担うこともひとつの選択肢として、今後の支援体制を検討して参ります。 また、小児難聴を専門とする医師や言語聴覚士については、その確保が困難な状況であることから、関係大学や養成機関等への働きかけを行う等、必要な人材の確保に取り組んで参ります。	新規	障がい保健福祉課 療育担当
	3	聴覚障害児者の日常生活や社会生活を踏まえた支援について	軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入費用の助成が行われておりますが、手帳の有無によって学校生活で必要とするロジャーなどの機器が個人負担になる現状があります。補聴の必要な全ての子供が不利益を受けないように助成事業が進むように望みます。	ロジャーシステムは、教育現場での有用性が高く、難聴児の聞こえや言葉の発達に寄与するものでありますが、学校等におけるロジャー機器の普及状況等を把握しながら、対応について検討して参ります。	新規	障がい保健福祉課 療育担当
			パラリンピックを機会にバリアフリーが進むことを望みます。NHKの”ぴったり字幕”は今後もぜひ普及してほしいです。岩手の地元情報の放送には字幕がつかないことが多く、リアルタイムで情報を得られません。各放送局に字幕放送の普及を進めていただきたい。	事業者には、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例や障害者差別解消法により、障がいのある方への対応や情報提供等について、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供が求められています。 県では、県民や事業者に対する条例や法律等の周知を通じて、聴覚障がい者への情報提供を含めた合理的配慮の普及を進めていきます。 また、岩手県立視聴覚障がい者情報センターにおいて、地元制作の番組に字幕を入れて貸出を行っています。今後も要望等を踏まえながら、字幕入りビデオ制作の継続、拡大に努めていきます。	新規	障がい保健福祉課 障がい福祉担当
29	JDDnetいわて					